

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会事務決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の円滑かつ適正な事務の執行を確保するとともに、責任の所在を明確にするため、会長の権限に属する事務の決裁について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会長がその権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定することをいう。
- (2) 専決 会長の権限に属する事務について、会長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 前2号の決裁をすることができる者（以下「決裁権者」という。）が出張、病気その他の理由により決裁することができない場合において、一時決裁権者に代わって決裁することをいう。

(会長の決裁事項)

第3条 会長の権限に属する事務のうち、会長の決裁事項とされるものの基準は、法令、定款又は本会規程に定めのあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本会の事業運営に関すること。
- (2) 理事会及び評議員会の招集並びに提出議案に関すること。
- (3) 各種規程の制定又は改廃に関すること。（理事会の承認が必要なものを除く。）
- (4) 職員（臨時職員等を除く。）の任免及び給与等に関すること。
- (5) 表彰に関すること。
- (6) 予算の編成及び決算の作成に関すること。
- (7) 1件50万円以上500万円未満の契約の締結に関すること。（本巢市又はもとす広域連合との業務受託契約又は指定管理契約等を除く。）
- (8) 1件50万円以上の収入に関すること。
- (9) 1件50万円以上の支出に関すること。
- (10) 予算の流用及び予備費の充用に関すること。
- (11) 特に重要な通知、申請、届出、報告、照会、回答に関すること。
- (12) 寄附の收受に関すること。
- (13) 前各号に定めるもののほか、会長の決裁に付すべき重要な事項に関すること。

(専決事項)

第4条 常務理事、事務局長、事務局次長及び課長の専決事項とされるものの基準は別表のとおりとする。

(専決権の留保)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例又は重要な先例になると認められるとき。

- (3) 事案に疑義があり又は現に紛議を生じ、若しくは生じるおそれがあると認められるとき。
- (4) 会長が別段の指示をしたとき。

(代決)

第6条 決裁権者が不在等により決裁することができない場合に代決することができる者及びその順序は、次の表に掲げるとおりとする。

決裁権者／代決権者	第1順位者	第2順位者
会長	常務理事	事務局長
常務理事	事務局長	事務局次長
事務局長	事務局次長	課長
事務局次長	課長	

(代決事項の報告又は後閲)

第7条 代決を行った者は、代決した事項について必要があると認めるときは、速やかに決裁権者にその旨を報告し、又は自ら後閲に供するものとする。ただし、あらかじめ決裁権者から報告又は後閲を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
社会福祉法人本巢市社会福祉協議会事務決裁規程（平成16年制定）は平成29年3月31日をもって廃止する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに、改正前の社会福祉法人本巢市社会福祉協議会事務決裁規程に基づきなされた決裁事項のうち、この規程の施行の際引き続き継続しているものについては、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

専決事項／専決者	常務理事	事務局長	事務局次長	課長
契約の締結に関すること				
1件20万円以上50万円未満	○			
1件10万円以上20万円未満		○		
1件10万円未満			○	
収入及び支出に関すること				
1件20万円以上50万円未満	○			
1件10万円以上20万円未満		○		
1件10万円未満			○	
出張命令に関すること				
事務局長	○			
事務局次長		○		
課長			○	
職員の県外出張		○		
職員の県内出張				○
休暇に関すること				
事務局長	○			
事務局次長		○		
課長			○	
職員				○
職員の休日勤務、時間外勤務命令に関すること				
事務局長	○			
事務局次長		○		
課長			○	
職員				○
受託事業の実施に関すること		○		
臨時職員の任免等に関すること		○		
職員の事務分担に関すること		○		
職員の服務に関すること		○		
法人運営に係る補助金等に関すること		○		
会長が特に指定した事項に関すること	○			
所属における小口現金の取り扱いに関すること				○
所属運営に関する定例的又は簡易な事項に関する こと				○